

職員の懲戒処分について（平成30年9月教育委員会議定例会）（議案第20号）

No.	No. 1
処分年月日	H30. 9. 18
処分の種類	停職4月
処分の理由	<p>公金等の不適正処理及び担当業務の不適正処理</p> <p>(事件・事故の概要)</p> <p>被処分者は、市町村立小中学校在職時に、次の公金等の不適正処理及び担当業務の不適正処理を行った。</p> <p>(1) 平成27年度及び平成28年度の物品購入の一部について、実際の購入内容とは異なる内容の請求書等を業者に発行させる等により、事実と異なる内容の請求書等に基づき、支出した。</p> <p>また、このことにより、本来、当該年度に支出すべきところ、翌年度に支出したものがああるほか、本来支出すべき額を超える額を支出した。</p> <p>(2) 物品購入に係る支出事務を、平成27年度においては最大8か月、平成28年度においては最大3か月、平成29年度においては最大6か月遅延させた。</p> <p>(3) 平成28年度において、学校保健会費等の保護者への返金事務を10か月以上遅延させ、当該現金を不適切に保管した。</p> <p>(4) 平成29年度において、岩手県教職員互助会身体矯正器具等購入補助の請求事務を4か月以上懈怠した。</p>
事件発生年月日	平成27年度～平成29年度
被処分者の年齢	50歳代
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	事務局
被処分者の職	事務職
被処分者の氏名	—
備考	

【担当：組織人事担当（内線6122）】

職員の懲戒処分について（平成30年9月教育委員会議定例会）（議案第21号）

No.	No.2
処分年月日	H30. 9. 18
処分の種類	戒告
処分の理由	安全運転義務違反（重傷事故） （事件・事故の概要） 被処分者は、平成28年10月24日（月）午後9時15分頃、私用で普通乗用自動車を運転し、大船渡市大船渡町付近を走行中、安全確認が不十分であったため、道路を横断中の歩行者に衝突し、相手方に加療約3か月間を要する傷害を負わせた。
事件発生年月日	平成28年10月24日（月）
被処分者の年齢	40歳代
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	小学校
被処分者の職	主任
被処分者の氏名	—
備考	

【担当：組織人事担当（内線6122）】